

限度額適用・標準負担額減額 認定証の申請について

マイナ保険証による受付ができる医療機関・薬局では、マイナ保険証または資格確認書を提示することで、事前の手続きなく、自己負担限度額が適用されます（資格確認書を提示する場合は、本人同意が必要です）。限度額適用認定証の事前申請が不要となりますので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

交付対象の方でマイナ保険証による受付ができない医療機関・薬局で高額な医療費負担が予測される場合は事前に役場窓口で申請してください。

【交付対象の方】

- ・70歳未満の方
- ・70～74歳の自己負担限度額区分が「低所得Ⅰ・Ⅱ」、「現役並みⅠ・Ⅱ」の方

※マイナ保険証の方はマイナポータルでご自分の限度額区分を確認できます

【持参するもの】

資格確認書、マイナンバーカード

【高額療養費の申請】

限度額を超える医療費を支

払いした場合は、高額療養費として差額を償還します

◎国民健康保険

該当の領収書、償還先口座の分かるもの（通帳など）、マイナンバーカードを持参し、役場窓口で申請してください。

◎後期高齢者医療

初回のみ北海道後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。2回目以降は申請時に登録した口座に自動的に振り込みます。
※詳しくは町HPをご覧ください。



国民健康保険



後期高齢者医療

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-6212112

交通事故などが原因で病院にかかるときは 第三者行為について

【第三者行為でケガをした！ こんな時は？】

国民健康保険被保険者が交通事故や傷害事件など他人（第三者）の行為によってケガをした場合は、必ず警察に届け出ると同時に、国保担当にも連絡をしてください。単独の交通事故など相手のいないケガの場合も同様です。

また、事故の際に、相手の身元を確認しなかったりすると、後から思わぬ後遺症や障がいが発生しても損害賠償の請求ができない場合がありますので、必ず、相手の氏名や連絡先を確認してください。

【医療費は相手が負担？】

交通事故など他人の行為によりケガをした場合の医療費は、自分に過失のない限り、原則、相手が全額負担することとなっています。

そのため、国保が保険給付した費用を加害者に対して請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。

【仕事でのケガは？】

交通事故でも仕事でのケガ（通勤途中を含む）の場合には、労災保険が適用されることとなり、国保は使用できません。この場合は、職場の担当者へ連絡し、指示に従って病院にかかってください。

【注意！ 示談は慎重に】

示談をする、相手に対して、今後、一切の損害賠償請求権を放棄することになります。

示談後に当該事故による治療を受けた場合は、国保・後期高齢者医療の保険給付額（7～9割）は、相手ではなく、本人に請求されることとなりますので、ご注意ください。

示談を結ぶ前に国保担当へご相談ください。

【連絡・問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係
☎0137-6212112
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-213112

『ファームネットやくも』 スタンプラリーを 開催中です!!

「ファームネットやくも」は農作業体験や農・畜産物の直売を通じて、住民との交流や生産者のネットワークづくりを目的に活動している団体です。

こだわりの野菜や加工品を提供しているお店を巡りながらスタンプラリーをして、八雲町の新たな魅力を発見してみませんか？

また、「ファームネットやくも」では、新規会員を随時募集しています。

【期間】 9月30日(木)まで

【スタンプ設置店】

- ・小林農園（東野417）
- ・幸村農園（野田生161-1）
- ・ちよつこの店（落部728）
- ・チーズ工房小栗（春日164-8）
- ・味菜工房（立岩101-4）

【特典内容】

スタンプを5つ集めると抽選で6名の方に商品をプレゼントします。

【問い合わせ先】

ファームネットやくも
（事務局 役場農林課内）
☎0137-6212203